

京都市告示第 480 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 22 年 3 月 29 日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

上里西ノ町町内会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション, 文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること。
- (2) 葬儀等の際の互助に関すること。
- (3) 交通安全, 防犯, 防火等に関すること。
- (4) ゴミ処理, 排水など保健衛生に関すること。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること。
- (6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。

3 区 域

京都市西京区大原野上里南ノ町 162 番地の 1 から 164 番地まで及び、191 番地から 210 番地の 2 までのうち 199 番地の 1, 200 番地, 202 番地, 203 番地, 206 番地を除く区域

4 主たる事務所の所在地

京都市西京区大原野上里南ノ町 191 番地

5 代表者の氏名及び住所

治田 清則

京都市西京区大原野上里南ノ町191番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成22年3月23日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)